

高崎市一般廃棄物最終処分場維持管理に関する計画

I 維持管理計画

1 一般廃棄物の飛散・流出防止

(1) 飛散防止

一般廃棄物の埋め立てレベルに応じて、周囲に押さえ盛土として土堰堤を整備する。埋め立て作業はその内側で行い一般廃棄物の飛散を防止するとともに、必要に応じて散水車による散水を行い一般廃棄物の飛散を防止する。

(2) 流出防止

最終締切堤及び埋め立てレベルに応じた押さえ盛土（土堰堤）を整備し、一般廃棄物の流出を防止する。

2 悪臭の飛散防止

埋立対象物はコンクリート・ブロック・瓦・土砂・水路汚泥・火災焼却材等であり強い臭気は発生しないが、即日覆土を行うことにより臭気の発生を防止する。また、汚泥等臭気を発生するおそれのある廃棄物については、受入後土等で覆い臭気を防止する。

3 火災防止

埋立対象物はコンクリート・ブロック・瓦・土砂・水路汚泥・火災焼却材等であり火災が発生する可能性は低いが、火災が発生した場合には覆土材や消防車等を用いて対処する。

4 衛生害虫の発生防止

現最終処分場の維持管理において衛生害虫の発生はなく、通常薬剤の散布等はしないが、必要が生じた場合は、薬剤を散布する。

5 第三者の侵入防止

最終処分場の周囲にはフェンス等の柵を整備し、第三者の立ち入りを防止する。また、最終処分場の入り口には開場時には職員により監視する。

6 立て札等の表示

法規定どおりの表示立て札を整備する。

7 法面、集水管等の施設の点検・保全

法面、集水管、ガス抜き管等の施設を損壊しないように留意して埋め立て作業を行うとともに、埋め立て作業中に点検を行う。損壊等を発見した場合は速やかに対応を図る。

8 周辺地下水の水質検査

一般廃棄物最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月14日総・厚令1）技術基準 第1条第2項に従い、定期的を実施する。

9 場外雨水の浸入防止

場外雨水の埋立地内への浸入を防止するため、最終処分場周囲に雨水排除溝を整備する。

10 浸出水処理設備の維持管理

浸出水処理設備の維持管理は、浸出水処理設備に運転要員を配置して適正に行う。

11 雨水排除溝の点検、清掃は適宜実施する。

12 発生ガスの排除

ガス抜き管は、適正配置するとともに、埋め立てレベルに応じてかさ上げする。

13 点検、検査等の記録の保存

最終処分場の維持管理に当たっての点検、検査等の記録を作成し、保存する。

14 最終処分場の廃止

最終処分場の廃止に当たっては、法規定に則って行う、また周辺地域と話し合いを持ち協議を行う。

15 埋め立て残容量の測定

毎年度、最終処分場埋立残容量を測定し、記録する。